

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第六十七号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和四十九年佐賀県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の備考の3の(2)のイ及びロを次のように改める。

イ 住民票の写し（戸籍の表示を記載したものと又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものと（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものと）に限る。）

ウ 旅券その他の身分を証する書類の写し（申請者が出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者である場合に限る。）

様式第二号の備考の3を次のように改める。

3 次の書類を添付してください。

(1) 栄養士免許証

(2) 次のいずれかの書類であって変更前及び変更後の本籍地都道府県名（国籍）及び氏名が確認できるもの

ア 戸籍の謄本又は抄本

イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定

する国籍等を記載した住民票の写しその他の身分を証する書類の写し（申請者が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中长期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者である場合に限る。）  
ウ 旅券その他の身分を証する書類の写し（申請者が出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者である場合に限る。）

## 附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。